

公 示 送 達 書

白山市告示第254号

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

これらの書類は、本市健康福祉部長寿介護課において保管してありますから、申し出があればいつでも交付します。

令和8年10月6日

白山市長 田村 敏和

公示送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	摘要
令和8年度介護保険料督促状第2期分	狩野 ハツエ	
	以下余白	

備考 上記の書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。